

## 委託設計書

## 委 託 設 計 書

所 属 部 課 名		建設部 下水道維持課					
部長	審議監	審議監	課長	補佐	主査	設計者	審査
委 託 名 称		ポンプピット清掃業務委託					
委 託 場 所		松戸市内一円					
事 業 年 度		令和 8 年度					
委 託 価 格		1m3当り 円					

松 戸 市

設  
計  
概  
要

ポンプピット清掃業務

1.0 m<sup>3</sup>当たり (予定数量 19.000 m<sup>3</sup>)

## 委託内訳書

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
委託費								
	ポンプピット清掃工	ポンプピット清掃工		m <sup>3</sup>	1.0			第1号内訳書参照
		安全費		m <sup>3</sup>	1.0			第2号内訳書参照
直接委託費				式	1			
		共通仮設費		式	1			
		共通仮設費計						
純委託費								
		現場管理費		式	1			
委託原価								
		一般管理費等		式	1			
委託価格				m <sup>3</sup>	1			

## 第1号 内訳書 ポンプピット清掃工

1m<sup>3</sup>当たり

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
吸泥車清掃工 (強力吸引車4t使用)		m <sup>3</sup>	1			第1号単価表参照
強力吸引車運搬工	154kW 4t 運搬距離22km DID区間率70%以上の地区昼間運搬	m <sup>3</sup>	1			第2号単価表参照
計						

## 第2号 内訳書 安全費

1m<sup>3</sup>当たり

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
安全費		m <sup>3</sup>	1			第3号単価表参照
計						

## 第1号 単価表 吸泥車清掃工(強力吸引車4t使用)

4m<sup>3</sup>当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
高圧洗浄車運転工	147kW(200PS)	日				第4号単価表参照
強力吸引車運転工	154kW 4t	日				第5号単価表参照
計	4 m <sup>3</sup> 当り					1日当り
	1 m <sup>3</sup> 当り					

## 第2号 単価表 強力吸引車運搬工

154kw 4t 運搬距離 22km  
DID区間率70%以上の地区昼間運搬1m<sup>3</sup>当たり

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
強力吸引車運転工	154kW 4t	h				第6号単価表参照
計						

## 第3号 単価表 安全費

4m<sup>3</sup>当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員B		人				
計	4 m <sup>3</sup> 当り					1日当り
	1 m <sup>3</sup> 当り					

## 第4号 単価表 高圧洗浄車運転工

147kW(200PS) 4t

1日当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油	1,2号	L	39			
運転手(特殊)		人				
高圧洗浄車損料	147kW(200PS) 4t	時間				
計						

## 第5号 単価表 強力吸引車運転工

154kW 4t

1日当たり

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油	1,2号	L	48			
清掃技師		人				
清掃作業員		人				
運転手(特殊)		人				
強力吸引車損料	154kW 4t	時間				
計						

## 第6号 単価表 強力吸引車運転工

154kW 4t

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油	1,2号	L	8			
運転手(特殊)		人				
強力吸引車損料	154kW 4t	時間				
計	1h 当り					

# 特記仕様書

委託名称：ポンプピット清掃業務委託

委託場所：松戸市内一円(対象施設:69施設)

(別紙1(対象施設一覧)及び別紙2(案内図)参照)

期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 建設部 下水道維持課

事業目的	本来の機能を維持するため、ポンプピット及び集水ますにたい積した汚泥等を清掃するもの。
管理全般	設計図書(仕様書、図面等)に疑義がある場合は、松戸市(以下、当市)と請負者との協議により決定する。
作業指示・実施	作業指示は指示書(様式1)をもって行う。受託者は作業実施予定日が決定次第、監督職員に連絡する。
報告書	<p>提出書類は報告書(様式2)、当月分業務内訳書(様式3)、作業日報(様式4)、処理伝票一覧表(様式5)、作業写真帳とする。また、監督職員の指示があった場合には清掃土量の算出に用いた図面等を提出すること。</p> <p>清掃土量については、適宜計測スタッフを用いて数量を算出すること。なお、計測スタッフをあてる際は請負者にて予め水位を下げて汚泥を水面から露出させ、たい積嵩を明らかにすること。</p> <p>ポンプピット等の寸法に対し、たい積量が少なく計測スタッフでの測定が困難と判断される場合には、汚泥をかき寄せ、リボンテープで縦、横を計測し、計測スタッフにて測定をするものとする。</p> <p>発生数量の取り扱いについては、様式3において区分毎に小数点第2位(第3位以下切捨て)まで求め、その合計を小数点第1位(第2位以下切捨て)にすること。</p>
予定数量	19m <sup>3</sup> /年
汚泥処分	本業務により発生した汚泥等は、以下の場所に運搬し処分すること。 処分場所:当市から22km以内の市が指定する処分場へ搬入すること。 処分費用:当市にて支払い
その他	本業務は緊急を要するものであることから、監督職員の指示があった場合は、ただちに作業を実施できるよう常に留意すること。 その他、特に定めのない事項については、すみやかに監督職員に報告し指示を受けて処理すること。

## 清掃業務委託仕様書

### 第1章 総則

#### 1. 適用範囲

- (1) 本仕様書は、松戸市(以下、当市)が管理する施設の清掃業務に適用する。
- (2) 特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。
- (3) 本仕様書及び特記仕様書(以下、設計図書という。)に疑義が生じた場合は、当市と請負者との協議により決定する。

#### 2. 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示とは、当市の発議により、監督職員が請負者に対し、監督職員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。

#### 3. 法令等の遵守

- (1) 請負者は、作業を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則等、並びに当市が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。
  1. 労働基準法及び同法関連法規
  2. 労働者災害補償保険法及び同法関連法規
  3. 消防法及び同法関連法規
  4. 緊急失業対策法及び同法関連法規
  5. 建設業法及び同法関連法規
  6. 建築基準法及び同法関連法規
  7. 港湾法及び同法関連法規
  8. 毒物及び劇物取締法及び同法関連法規
  9. 道路法及び同法関連法規
  10. 下水道法及び同法関連法規
  11. 中小企業退職金共済法及び同法関連法規
  12. 道路交通法及び同法関連法規
  13. 河川法及び同法関連法規
  14. 電気事業法及び同法関連法規
  15. 公害対策基本法及び同法関連法規
  16. 騒音規制法及び同法関連法規
  17. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法関連法規
  18. 水質汚濁防止法及び同法関連法規
  19. 酸素欠乏症等防止規則及び同法関連法規
  20. 労働安全衛生法及び同法関連法規
  21. 振動規則法及び同法関連法規
  22. 松戸市公害防止条例及び同法関連法規
- (2) 請負者は当該作業の設計図書の内容が(1)の諸法令に照らし、不適当又は矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に報告し確認を求める。
- (3) 使用人に対する、諸法令等の運用、適用は、請負者の負担と責任の元で行う事。

#### 4. 提出書類

- (1) 請負者は契約締結後、速やかに次の書類を提出すること。
  1. 現場代理人及び主任技術者届
  2. 工程表
  3. 現場作業員届(全員の氏名、生年月日、年齢、性別)
  4. 緊急連絡届
  5. 作業車両使用届(全ての車両の車検証の写し及び全ての運搬車両の産業廃棄物収集運搬許可車両標章の写し)
  6. 酸素欠乏危険作業主任届(酸素欠乏作業主任者技能講習修了書の写し)
- (2) 提出した書類の内容を変更する必要が生じた時は、直ちに変更届を提出すること。
- (3) 請負者は、作業を実施した月の月末に次の書類を提出すること。
  1. 完了届
  2. 出来高調書
  3. 作業記録写真
  4. 完了図書一式
  5. 支払請求書及び内訳書
- (4) 前記各項のほか、監督職員が提出するよう指示した書類は、指定期日までに提出すること。

#### 5. 現場体制

- (1) 請負者は、契約締結後、すみやかに代理人、並びに相応の技術及び経験を有する主任技術者を定めるとともに、現場に主任技術者を常駐させて、所定の業務に従事させること。
- (2) 作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。
- (3) 請負者は、適正な作業の進ちょくを図るとともに、そのために十分な数の作業員を配置すること。

#### 6. 損害賠償及び補償について

- (1) 請負者は当市施設に損害を与えた時は、ただちに監督職員に報告し、その指示を受けるとともに、すみやかに原状復旧すること。
- (2) 請負者は、作業にあたり注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

#### 7. 工程管理

- (1) 請負者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理をすること。
- (2) 予定の工程表と、実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて、調査の円滑な進行を図ること。
- (3) 日程の都合上、履行期間に含まれない日(祝日、休日等)に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ、その作業内容、作業時間について、監督職員の承諾を得ること。

## 8. 作業記録写真

請負者は、次の各項に従って、作業記録写真を撮影し、作業完了時には、工種ごとに工程順に編集したものを、作業記録写真帳に整理し、完了届に添付して提出すること。

- (1) 作業前後の状況を同一方向で撮影すること。ただし、撮影が困難な場合は、他の適切な方法で撮影すること。
- (2) 撮影は、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況、ポンプ施設清掃状況、各樹堆積土の計測結果のほか、監督職員が指定する内容について行うこと。
- (3) 写真には、件名、撮影場所、撮影対象及び請負者名を明記した黒板を入れて撮影すること。
- (4) 写真は、カラー撮影とし、その大きさはサービス版とすること。

## 第2章 安全管理

### 1. 一般事項

- (1) 請負者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- (2) 作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じること。
- (3) 事故防止を図る為、安全管理については、業務計画書に明示し、請負者の責任において実施すること。

### 2. 安全教育

- (1) 請負者は、作業に従事するものに対して、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。
- (2) 請負者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係わる業務について、特別な教育を行うこと。

### 3. 労働災害防止

- (1) 現場の作業環境は常に良好な状態を保ち、機械器具及びその他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
- (2) 貯留槽などに出入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を作業開始前、作業中に常時測定し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。  
なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督職員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- (3) 作業中は、酸素欠乏空気及び有毒ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講じるとともに、監督職員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講じること。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。

#### 4. 公衆災害防止

- (1) 作業に伴う保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (2) 前項の対策に関する具体的な事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督職員に提出すること。

#### 5. その他

- (1) 万一、事故が発生したときは、緊急連絡体制に従い、ただちに監督職員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講じること。
- (2) 前項の通報後、請負者は事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面により、ただちに当市に届け出ること。

### 第3章 清掃工

#### 1. 一般事項

- (1) 請負者は、監督職員から作業指示があった場合、作業箇所、作業順序等を定め、事前に監督職員に報告したうえで、作業に着手すること。
- (2) 作業にあたっては、施設に損傷を与えないように十分留意すること。
- (3) 請負者は、監督職員の指示に反して作業を続行した場合、及び監督職員は事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることができる。
- (4) 作業にあたり、施設その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一汚損させたときは、作業終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (5) 作業終了時は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業箇所の清掃に努めること。

#### 2. 清掃工

##### (1) 作業時間、作業範囲等

①作業は、土日及び祝祭日を休止日とし、国民の祝祭日が日曜日と重複するときは、その翌日が休日となるため、この時は作業を行わないものとする。ただし、豪雨や台風等災害時における事後または事前対応として監督職員の指示があった場合はこの限りではない。

##### (2) 土砂等の積込、運搬

①請負者は、作業にあたって、十分な運搬車両を配置すること。

②運搬車両は、千葉県及び埼玉県から産業廃棄物収集運搬業許可車両標章の交付を受けている車両であること。

③運搬車両は、その使用にあたって、土砂等の流出・飛散・並びに臭気の漏洩の恐れのない構造の車両とすること。

④積込にあたっては、土砂の飛散により、その他の工作物を汚損させないような措置を講ずること。

⑤土砂等の運搬にあたっては、水切りを十分に行い、途中漏落しないような措置を講ずること。

⑥土砂等の運搬にあたっては、積載超過のないようにすること。

(3) 機械による清掃作業

- ①高圧洗浄車の使用にあたっては、高圧により施設を損傷することのないよう、吐出圧に留意すること。

第4章その他

1.作業の完了

- (1) 作業を終了し、所定の書類が提出された後、検査員の検査をもって完了とする。

2.検査

- (1) 請負者は、中間検査及び完了検査に立会うこと。
- (2) 請負者は、検査のために必要な資料(日報、写真、完了図書等)を検査員の指示に従い、提出すること。

3.その他

- (1) 設計図書に特に明示していない事項であっても、作業遂行上、当然必要なものは、請負者の負担において処理すること。
- (2) その他特に定めのない事項については、すみやかに監督職員に報告し、指示を受けて処理すること。

以上

ポンプピット清掃業務委託 対象施設一覧

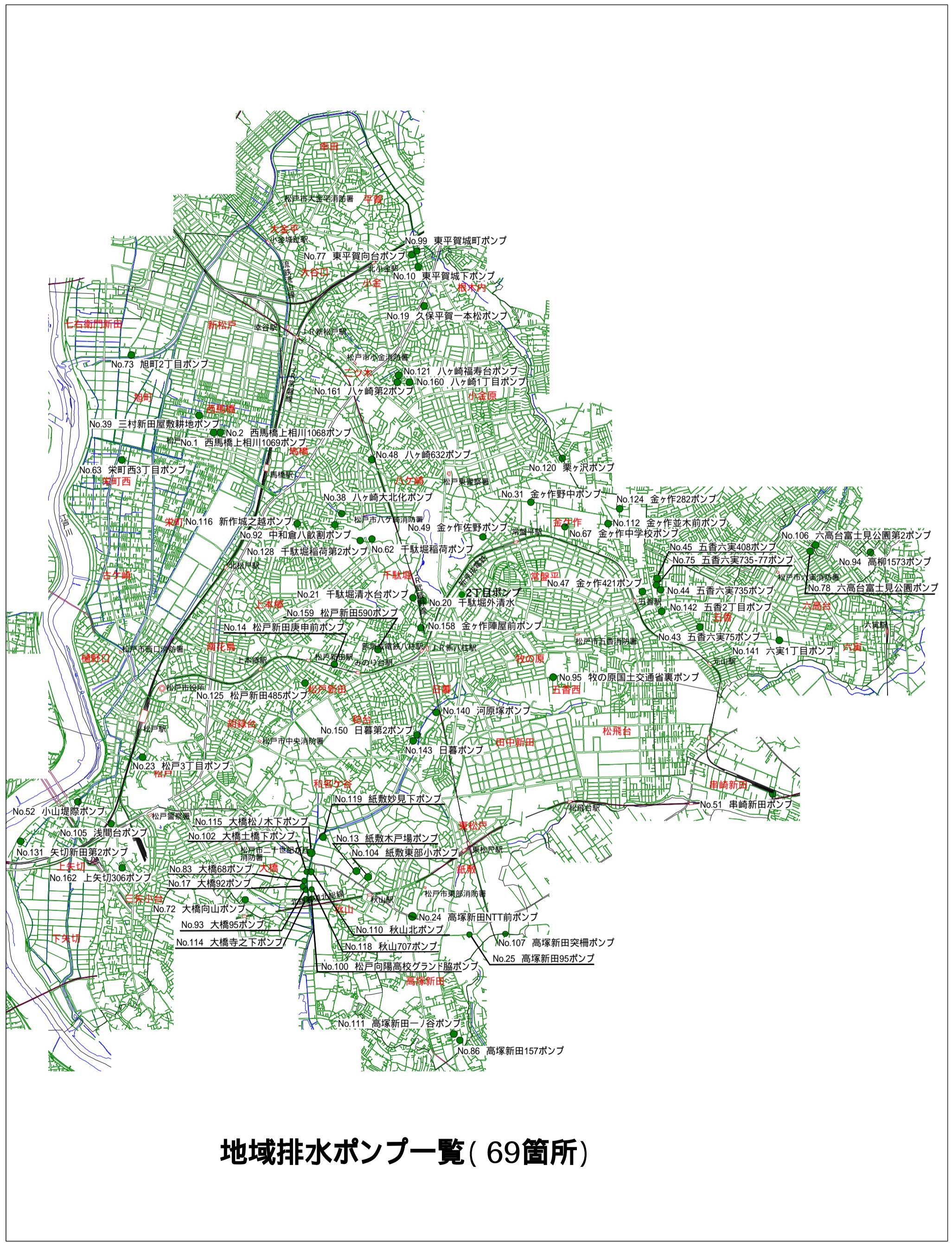
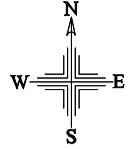
別紙1

件数	ポンプ No.	名称	設置場所	住宅地図
1	1	馬橋上相川1069	西馬橋三丁目11番地21地先	43-H-4
2	2	馬橋上相川1068	西馬橋三丁目10番地12地先	43-H-4
3	10	東平賀城下	東平賀531番地先	15-I-4
4	13	紙敷木戸場	紙敷1564番地先	178-H-2
5	14	松戸新田庚申前	松戸新田429番地先	118-F-2
6	17	大橋92	大橋92番地2地先	178-A-3
7	19	久保平賀一本松	久保平賀293番地先	23-A-4
8	20	千駄堀外清水	千駄堀830番地2地先	91-J-4
9	21	千駄堀清水台	千駄堀831番地先	91-I-4
10	23	松戸3丁目	松戸1353番地先	140-F-3
11	24	高塚新田NTT前	高塚新田321番地先	192-H-2
12	25	高塚新田95	高塚新田95番地2地先	193-H-4
13	31	金ヶ作野中	金ヶ作364番地先	66-H-2
14	38	八ヶ崎大北化	八ヶ崎六丁目37番地46地先	63-G-4
15	39	三村新田屋敷耕地	西馬橋三丁目39番地29地先	43-E-2
16	43	五香六実75	五香二丁目29番地21地先	110-E-2
17	44	五香六実735	五香六丁目7番地19地先	95-H-3
18	45	五香六実408	五香六丁目11番地20地先	95-H-1
19	47	金ヶ作421	金ヶ作421番地先	95-E-3
20	48	八ヶ崎632	八ヶ崎八丁目21番地16地先	55-B-2
21	49	金ヶ作佐野	金ヶ作90番地先	78-J-2
22	51	串崎新田	串崎新田187番地先	162-F-2
23	52	小山堤際	小山454番地2地先	151-E-3
24	62	千駄堀稻荷	千駄堀1059番地11地先	77-B-2
25	63	栄町西3丁目	栄町西三丁目1031番地先	51-B-2
26	67	金ヶ作中学校グランド	金ヶ作341番地先	67-B-5
27	72	大橋向山	大橋354番地1地先	177-B-5
28	73	旭町2丁目	旭町二丁目467番地先	26-D-5
29	75	五香六実735-77	五香六丁目8番地14地先	95-H-2
30	77	東平賀向台	東平賀585番地1地先	15-I-2
31	78	六高台富士見公園	六高台六丁目79番地先	84-C-3
32	83	大橋68	大橋68番地先	178-A-3
33	86	高塚新田157	高塚新田157番地先	202-F-2
34	92	中和倉八畝割	中和倉67番地2地先	63-G-5
35	93	大橋95	大橋95番地先	178-B-4

ポンプピット清掃業務委託 対象施設一覧

別紙1

件数	ポンプ No.	名称	設置場所	住宅地図
36	94	高柳1573	六高台五丁目174番地9地先	85-B-3
37	95	牧の原国土交通省裏	五香西五丁目8番地先	122-A-3
38	99	東平賀城町	東平賀573番地先	15-I-2
39	100	松戸向陽高校グランツ脇	秋山681番地先	178-C-5
40	102	大橋土橋下	大橋53番地先	178-B-2
41	104	紙敷東部小下	紙敷1585番地先	179-B-2
42	105	浅間台	小山645番地先	164-J-1
43	106	六高台富士見公園第2	六高台六丁目79番地先	84-B-3
44	107	高塚新田突柵	高塚新田48番地先	194-C-4
45	110	秋山北	秋山749番地先	178-B-2
46	111	高塚新田一ノ谷	高塚新田150番地先	202-E-1
47	112	金ヶ作並木前	金ヶ作274番地先	67-J-5
48	114	大橋寺之下	大橋132番地先	178-B-5
49	115	大橋松ノ木下	大橋9番地先	168-C-4
50	116	新作城ノ越	新作516番地先	62-J-5
51	118	秋山707	秋山707番地先	178-B-4
52	119	紙敷妙見下	紙敷1474番地先	168-D-2
53	120	栗ヶ沢	栗ヶ沢781番地先	58-C-2
54	121	八ヶ崎福寿台	八ヶ崎一丁目47番地2地先	38-G-2
55	124	金ヶ作282	金ヶ作282番地先	68-B-3
56	125	松戸新田485	松戸新田485番地先	118-A-4
57	128	千駄堀稻荷第2	千駄堀1070番地	76-J-2
58	131	矢切新田堀第2	上矢切1494番地先	163-F-3
59	140	河原塚	河原塚29番地先	134-B-3
60	141	六実1丁目	六実一丁目7番地	111-G-4
61	142	五香2丁目	五香二丁目11番地先	95-H-5
62	143	日暮	日暮八丁目37番地先	144-I-1
63	150	日暮第2	日暮八丁目29番地先	133-I-5
64	158	金ヶ作陣屋前	金ヶ作陣屋前38番地4地先	105-J-2
65	159	松戸新田590	松戸新田590番地先	105-C-5
66	160	八ヶ崎1丁目	八ヶ崎一丁目38番地先	38-H-3
67	161	八ヶ崎第2	八ヶ崎一丁目50番地先	38-F-3
68	162	上矢切306	上矢切306番地先	P175-B-1
69	-	常盤平2丁目	常盤平二丁目28番地4地先	P93-A-3



## 作業指示書

様式1

委託名称	ポンプピット清掃業務委託
委託業者	
作業場所	下記の各ポンプピット・集水ます
作業指示年月	令和 年 月 日
指示者氏名	(印)

### 対象箇所

ポンプ No.	ポンプ名称	区分	ポンプピット寸法	集水ます寸法	見込み 数量 [m <sup>3</sup> ]
合計					

備考

## 報告書

令和 年 月 日

(あて先)松戸市長

住所  
氏名 印

### ポンプピット清掃業務委託

1. 作業期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

2. 作業内容 ポンプ No.= ポンプ名称(住所)  
ポンプピット m3  
集水ます m3 計 m3

合計 m3

3. 作業方法等

## ポンプピット清掃業務委託

### 業務内訳書(月分)

### 様式3

## 作業日報

### ポンプピット清掃業務委託

1. 作業日 令和 年 月 日

2. 作業場所 ポンプ No. ポンプ名称(住所)

3. 作業内容 ポンプピット、集水ますの清掃

4. 作業数量 m3

5. 作業人数 清掃技師 人  
清掃作業員 人  
特殊運転手 人  
一般運転手 人

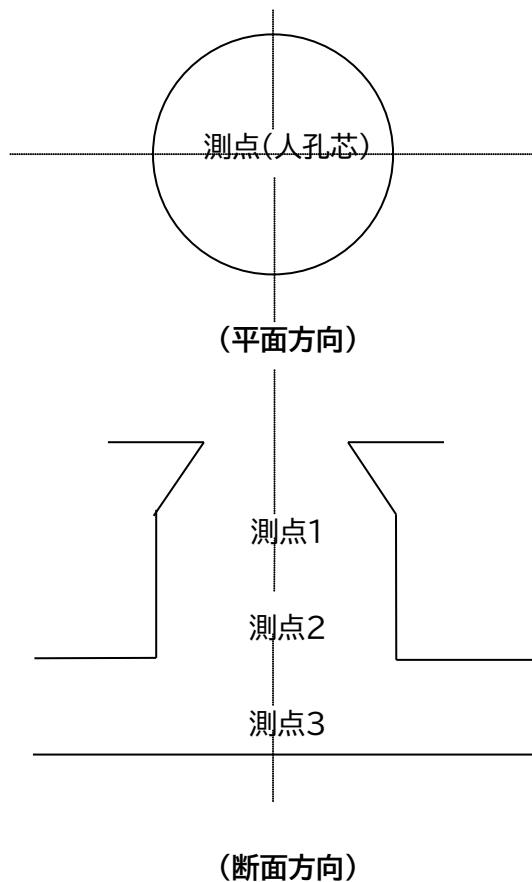
6. 使用機械 高圧洗浄車 台  
強力吸引車 台

7. 特記事項

現場代理人

## 酸素及び硫化水素濃度等測定記録表

No.		換気	前・後
委託名称			
委託場所			
測定年月日	令和 年 月 日( )		
清掃箇所			
施工業者及び測定者			
測定器名及び点検日			



	酸素	可燃性ガス	硫化水素	一酸化炭素
基準値	18%以上		10.0ppm 以下	
測点1				
測点2				
測点3				

※測定時は入坑作業前とし、異状があった場合は、換気作業を再度測定し、基準値を満足させた後、作業をおこなうこと。

※入坑人孔 1 箇所に付き、記録表 1 部作成し、事業完了時に監督職員に提出すること。

※測定器の点検について、施工計画書に点検済みを確認できる書類を添付すること。

様式 5

## 処理伝票一覧表

### 《処理場》

年月日	マニフェスト伝票番号	車両No.	処理量[t]
合計			